

平成29年 5月26日

各 位

会 社 名 株式会社ロボテックス
代表者名 代表取締役社長 地 引 俊 爲
(コード番号 5969 東証第二部)
問合せ先 取締役常務執行役員
管理本部長 山 口 正 光
(TEL 072-980-1110)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月26日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議するとともに、平成29年6月22日開催予定の第134期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）に、株式併合に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を、100株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

平成29年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、「株式併合」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、当社株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合（10株を1株に併合）を実施するものであります。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・割合

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記載された株主様のご所有株式数10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	10,000,000株
株式併合により減少する株式数	9,000,000株
株式併合後の発行済株式総数	1,000,000株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び併合の割合に基づき算出した理論値であります。

④ 株式併合の影響

株式併合により、普通株式に係る発行済株式総数は10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たり純資産額は10倍となり、株式市場の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数（割合）		所有株式数（割合）	
全株主	1,002名	(100.0%)	10,000,000株	(100.0%)
10株未満所有株主	115名	(11.5%)	154株	(0.0%)
10株以上所有株主	887名	(88.5%)	9,999,846株	(100.0%)

（注）上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式を保有されている株主様115名（所有株式数154株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社又は当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、平成29年10月1日をもって、株式併合割合（10分の1）に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数（平成29年10月1日付）
45,000,000株	4,000,000株

(5) 1株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、「株式併合」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記「2. 株式併合」に記載のとおり、本定時株主総会において、「株式併合」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後定款
第1章総則 第1条～第5条(条文省略)	第1章総則 第1条～第5条(条文省略)
(発行可能株式総数) 第6条当社の発行可能株式総数は <u>45,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条当社の発行可能株式総数は <u>4,000,000株</u> とする。
(単元株式数) 第7条当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。
第8条～第33条(条文省略)	第8条～第33条(現行どおり)
(新設)	附則 <u>第6条および第7条の変更は、平成29年10月1日</u> <u>日から効力を生じるものとする。</u> 本附則は、効力発生日後これを削除する。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成29年5月26日
定時株主総会決議日(株式併合)	平成29年6月22日(予定)
株式併合の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)
定款の一部変更の効力発生日	平成29年10月1日(予定)

添付資料：(ご参考) 株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

(ご参考)

株式併合 および 単元株式数の変更に関する Q&A

Q 1 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式とするものです。今回当社では、10株を1株に併合することを予定しております。

Q 2 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数とは、会社法によって定められ、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数です。

現在の当社の単元株式数は1,000株ですが、今回当社では、単元株式数を1,000株から100株とすることを予定しております。

Q 3 株式併合と単元株式数の変更を実施する理由を教えてください。

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目的に、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しています。このため、当社は東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、対応することといたしました。一方で証券取引所では望ましい投資単位の水準を5万円以上50万円未満と定めています。当社が単元株式数の変更のみを実施した場合、現状の株価水準においては当該水準から外れる可能性が高いことから、同時に株式併合（10株を1株に併合）を実施し、当社株式の投資単位を適切な水準に調整しようとするものです。

Q 4 投資単位はどのようなものですか。

株式併合と単元株式数の変更を同時に行いますので、10株を1株に併合したうえで、単元株式数が1,000株から100株に変更されます。したがって、併合後の100株は併合前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますので、実質的には現在の投資単位に変動が生じないこととなります。

Q 5 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は10倍になります。

したがって、株式市場の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q 6 所有株式数が減少すると、受け取る配当金は減りませんか。

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあたっては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7 株主の所有株式や議決権はどうなるのですか。

株主様の併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

当社では単元株式数の変更に合わせて株式併合を実施するため、ご所有株式数は減少しますが、議決権数については変動いたしません。具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例1	2,000株	2個	200株	2個	なし
例2	1,600株	1個	160株	1個	なし
例3	124株	なし	12株	なし	0.4株
例4	9株	なし	なし	なし	0.9株

例3、例4のように、株式併合の結果1株に満たない端数株式が生じた場合、すべての端数株式を当社が一括して処分し、端数株式が生じた株主様に対し、その処分代金の合計額を端数株式の割合に応じてお支払させていただきます。この端数株式を処分してお支払する金額は、平成29年12月上旬にお送りすることを予定しております。

また、例4のように、効力発生前のご所有株式数が10株未満の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となります。株主様の保有機会を失わせてしまうことを深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、例3、例4のように株式併合後端数を生じる株式をご所有される株主様は、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

Q 8 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

次のとおり予定しております。

平成29年5月26日	取締役会決議日
平成29年6月22日（予定）	定時株主総会決議日
平成29年9月26日（予定）	1,000株単位での売買最終日
平成29年9月27日（予定）	100株単位での売買開始日
平成29年10月1日（予定）	単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日
平成29年10月下旬（予定）	株式併合割当通知の発送
平成29年12月上旬（予定）	端株株式処分代金のお支払

Q 9 株主は何か手続きをしなければならないですか。

特段のお手続きの必要はございません。

【お問合せ先】

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先 〒541-8502
大阪市中央区伏見町3丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部
電話：0120-094-777（フリーダイヤル）
受付時間：平日9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

以 上